

愛知県山岳連盟団体員登録制度要項

第 1 条 愛知県山岳連盟加盟団体に所属する会員は本制度にもとづき本連盟に全員登録するものとする。

第 2 条 登録制度の目的

- (1) 組織として加盟団体掌握
- (2) 本連盟加盟団体であるという認識の向上
- (3) 国体その他競技会予選および指導員検定等の資料
- (4) 緊急時における資料
- (5) 本岳連主催の各種講習会、競技会等への参加および北谷小舎利用の権利を付与する。

第 3 条 登録の方法

- (1) 本連盟の各団体は原則として全会（部）員を規定の登録名簿に記入し登録料（1名当たり1,000円）を添えて本連盟事務局へ提出する。
- (2) 登録者には会員証を発行する。
- (3) 追加登録は第3条(1)により常時本連盟事務局または理事会当日受付ける。
- (4) 2団体以上に所属の者はいずれか1つの加盟団体より登録し、登録名簿備考欄にその旨を記入する。

第 4 条 登録の更新

- (1) 登録の更新は1年ごと年度始めに行う。
- (2) 登録更新は本連盟事務局保管名簿を一旦返却し、同名簿が再提出された時、更新登録として取り扱うものとする。

一部改正 昭和49年4月17日

一部改正 平成 8年4月21日

一部改正 平成16年4月20日